

修善寺町・土肥町・天城湯ヶ島町・中伊豆町

合併まちづくり計画

(伊豆市建設計画)

平成15年7月

修善寺町外3町合併協議会

平成23年3月変更 伊豆市

平成26年12月変更 伊豆市

令和元年12月変更 伊豆市

目 次

第1章 序論.....	1
1 合併の必要性.....	1
(1) 日常生活圏の拡大と新たなまちづくり.....	1
(2) 地方分権と行財政改革の実現.....	1
(3) 地域課題への対応.....	1
2 計画策定の方針.....	2
(1) 計画の趣旨.....	2
(2) 計画の構成.....	2
(3) 計画の期間.....	2
第2章 新市の概況.....	3
1 位置と地勢.....	3
2 気候.....	4
3 面積.....	4
4 人口.....	4
第3章 主要指標の見通し.....	6
1 人口.....	6
(1) 総人口.....	6
(2) 年齢階層別人口.....	6
(3) 就業人口.....	6
2 世帯.....	6
第4章 新市建設の基本方針.....	8
1 新市の将来像.....	8
2 新市建設計画の基本方針.....	8
(1) 創造力ある人づくり.....	8
(2) 誰もがいきいき暮らせるまちづくり.....	8
(3) 住むにも訪れるにも心地よい環境のまちづくり.....	9
(4) 地域の活力をいかしたまちづくり.....	9
(5) 活力の源となる安全で都市機能の充実したまちづくり.....	9
(6) 地域が主体のまちづくり.....	9
3 土地利用及び都市構造.....	10
(1) 土地利用.....	10

(2) 都市構造	10
4 地域別整備方針	11
第5章 公共施設の統合整備	13
第6章 新市の施策	14
1 創造力ある人づくり	15
2 誰もがいきいき暮らせるまちづくり	17
3 住むにも訪れるにも心地よい環境のまちづくり	19
4 地域の活力をいかしたまちづくり	22
5 活力の源となる安全で都市機能の充実したまちづくり	24
6 地域が主体のまちづくり	26
第7章 新市における静岡県事業の推進	28
1 静岡県の役割	28
2 新市における静岡県事業	28
第8章 財政計画	29

第1章 序論

1 合併の必要性

(1) 日常生活圏の拡大と新たなまちづくり

修善寺町、天城湯ケ島町、中伊豆町の3町は、以前からごみ処理や火葬業務など共同で業務を実施しており、近年では介護保険事務や人事交流など様々な形で協力し、広域行政を展開している。

一方、車社会の発達とともに、隣接する土肥町についても西伊豆バイパスの開通により通勤や通学、日常の買い物など住民の生活の範囲は行政区域を越え、すでに一体的な生活圏を構成している。

また、清水港へのカーフェリー就航などによって土肥港は中伊豆方面への海の玄関口としてその役割は高まりつつあり、3町との一体的なまちづくりが重要になってきている。

このような流れの中、4町の合併については地方分権や少子高齢化など社会環境の大きな変化に対応する形でその必要性が議論されるようになり、「田方南部合併研究会」それに引き続く「修善寺町外3町合併協議会」で合併検討協議が重ねられてきた。

新たなまちづくりに必要な施策等を一体的、総合的に進めることにより、地域が発展し住民福祉の向上が図られる上で、合併は有効な手段であると合併の必要性が指摘されている。

(2) 地方分権と行財政改革の実現

これからの自治体には、各自治体が自己決定・自己責任の原則により、地域の創意工夫に基づく行政運営を行っていくことが求められている。

それには、各自治体が十分な政策立案能力を備え、高度な専門性をもった職員の確保が必要不可欠となり、そうした能力を醸成するにふさわしい職員規模を有する自治体へ再編することが必要となってきている。

また、各自治体財政は非常に厳しい状況が続いており、合併という手段によって効率的な行財政基盤を確立し、合併に伴う国、県等の支援を得ながら社会基盤を整備し、行政サービス水準をできる限り維持・充実させつつ、自己決定できる自立的な行財政力を確保していく必要がある。

(3) 地域課題への対応

修善寺町、土肥町、天城湯ケ島町、中伊豆町の4町は伊豆半島の中央部に位置し、古くから伊豆半島の交通の要衝として栄えてきた。また、豊かな自然と豊富な温泉に恵まれ、観光地としても全国的に知られ、農林水産業や観光交流産業を中心とした産業によって発展してきた。4町が合併することにより、天城北道路などの整備とともに、駿河湾フェリーによる静岡空港への接続など、交流産業の活性化や道路網などで総合的な対応を図ることができるとともに、新市が伊豆地

域における東西南北の交流拠点として他の市町村と連携し、今後の伊豆地域発展に寄与することが見込まれる。

2 計画策定の方針

(1) 計画の趣旨

この計画は、修善寺町、土肥町、天城湯ヶ島町、中伊豆町の合併後の新市を建設していくための基本方針を定め、この方針に基づいた建設計画を策定し、その実現を図ることにより、新市の速やかな一体化を促進し、地域の均衡ある発展と市民福祉の向上を図る。

(2) 計画の構成

この計画は、新市を建設していくための基本方針、基本方針を実現するための建設計画、公共施設の統合整備及び財政計画で構成する。

(3) 計画の期間

この計画は、長期的な視野に立った建設計画であり、平成 16 年度から令和 6 年度までの 21 カ年の計画とする。

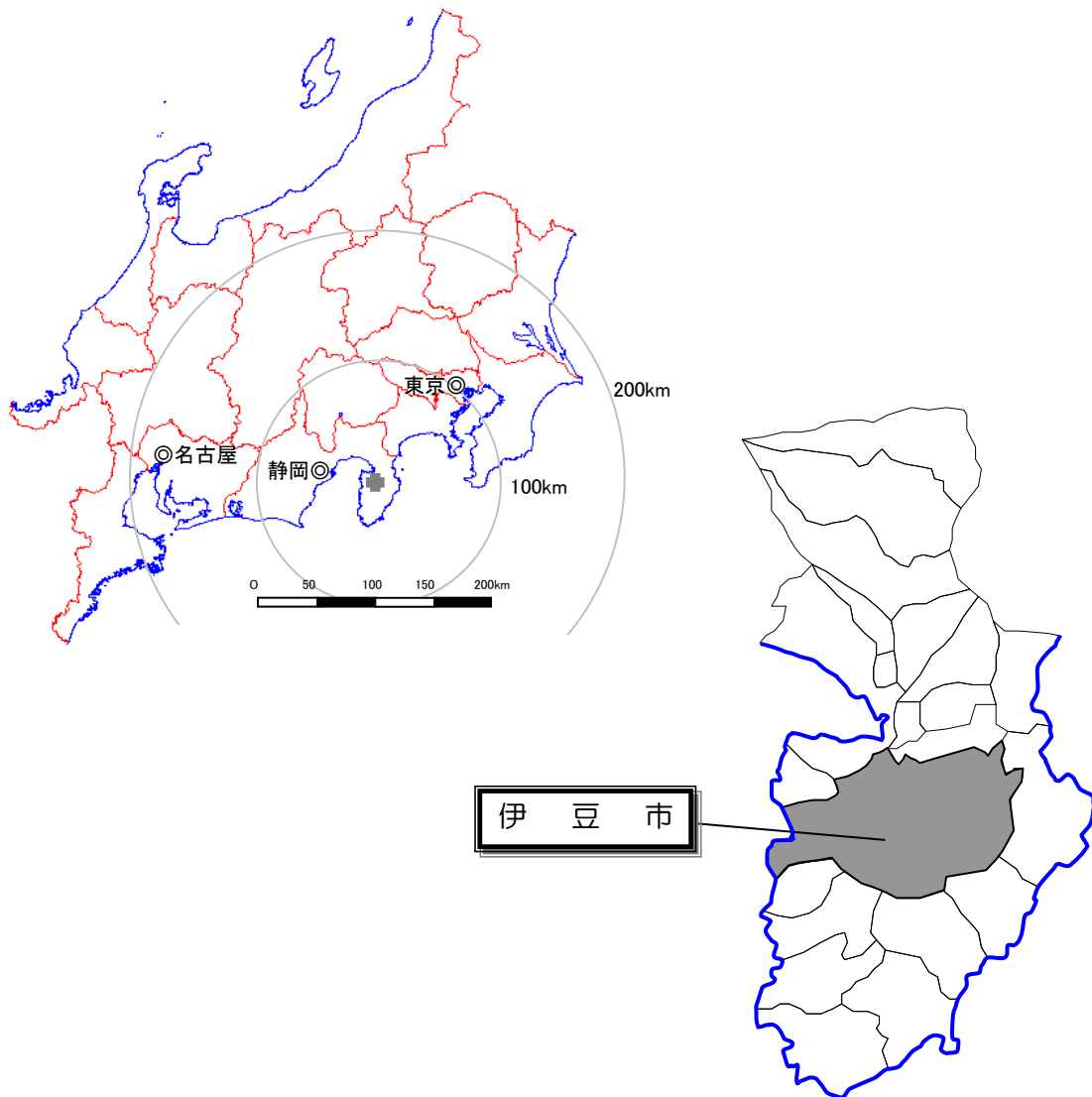
ただし、具体的施策及び財政計画については、社会経済情勢の変化や財政制度の改正など必要に応じ見直しを行うものとする。

第2章 新市の概況

1 位置と地勢

新市は伊豆半島の中央部に位置し、直線距離で東京から約 100km、静岡市から約 60km となっている。

豊かな自然環境に恵まれ、南側は天城山系の山並みに囲まれ、西側では青く澄んだ駿河湾に面している。中央部には天城山から発する狩野川が流れ、北部はその沖積層により形成された田方平野となって開けている。



2 気候

新市は、太平洋側の気候の影響から温暖な気候に恵まれ、年間を通じた平均気温は 15.0℃前後で、山間部などの地域で降水量の多いところもあるが、全体としては穏やかで住みやすい気候となっている。

3 面積

新市は、東西約 25km、南北約 20km、面積は 363.97km²で県総面積 7779.46km²の 4.7%を占めている。地域の 8割以上が山林で占められており、可住地面積は全体の 17.3%となっている。

土地利用では、森林が 82.7%、農地が 4.6%、宅地が 2.7%、その他が 10.0%を占めている。

4 人口

平成 12 年の国勢調査によると、4 町の総人口は 38,581 人となっている。これは平成 7 年の 39,426 人に比較して 2.1%の減少となっている。

年齢階層別の構成比では、年少人口（0～14 歳）が 13.7%、生産年齢人口（15～64 歳）が 61.6%、老年人口（65 歳以上）が 24.7%となっており、老年人口では県平均の 17.7%に比較して約 7 ポイント上回っており高齢化が進展している。

一般世帯数は 12,533 世帯で、一世帯当たりの人員は 2.99 人となっている。

人口と世帯数の推移

区 分	昭和 50 年	昭和 55 年	昭和 60 年	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年
総 人 口	40,561	39,915	39,769	38,999	39,426	38,581
世 帯 数	10,245	10,912	11,129	11,640	12,450	12,533
平均世帯人員	3.85	3.59	3.49	3.28	3.11	2.99

注：世帯数及び平均世帯人員は、昭和 50 年までは普通世帯、昭和 55 年以降は一般世帯である。

年齢階層別人口

区 分	昭和 50 年	昭和 55 年	昭和 60 年	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年
総 人 口	40,561	39,915	39,769	38,999	39,426	38,581
	100%	100%	100%	100%	100%	100%
年少人口 0～14 歳	9,391 23.2%	8,559 21.4%	7,673 19.3%	6,591 16.9%	5,900 15.0%	5,275 13.7%
生産年齢人口 15～64 歳	26,716 65.9%	26,130 65.5%	26,257 66.0%	25,594 65.6%	25,325 64.2%	23,749 61.6%
老年人口 65 歳以上	4,454 11.0%	5,226 13.1%	5,839 14.7%	6,801 17.4%	8,200 20.8%	9,512 24.7%
年齢不詳	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	13 0.0%	1 0.0%	45 0.1%

産業別就業者数

区 分	昭和 50 年	昭和 55 年	昭和 60 年	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年
就業者数	20,946	21,073	21,363	21,382	19,624	17,668
	100%	100%	100%	100%	100%	100%
第 1 次産業	3,583 17.1%	3,117 14.8%	2,814 13.2%	2,221 10.4%	2,070 10.5%	1,618 9.2%
第 2 次産業	5,958 28.4%	6,187 29.4%	6,540 30.6%	6,277 29.4%	4,214 21.5%	3,574 20.2%
第 3 次産業	11,370 54.3%	11,765 55.8%	12,001 56.2%	12,846 60.1%	13,307 67.8%	12,454 70.5%
分類不詳	35 0.2%	4 0.0%	8 0.0%	38 0.2%	33 0.2%	22 0.1%

注：4 町を常住地とする就業人口

第3章 主要指標の見通し

1 人口

(1) 総人口

新市の人口は、平成7年から27年の人口移動をもとに推計すると、少子高齢化の影響や若年層の転出等により人口は今後も減少することが予想される。

しかし、合併後の社会基盤整備や新産業育成などの施策により人口減少傾向を緩やかなものとし、令和7年における総人口は27,764人と見込む。

(2) 年齢階層別人口

総人口の減少予想される中、出生率の低下によって年少人口の減少が続くものと想定される。

生産年齢人口についても同様に減少がつづき、総人口に占める構成比も低下するものと想定される。

老年人口は、近年の高齢化の進展に伴って増加することが予想され、平成27年では37.5%が令和7年では42.7%にまで上昇することが想定される。

(3) 就業人口

就業人口については、総人口の減少傾向と同様に減少傾向が続くものと見込まれる。このうち第1次産業就業人口は、就業者の高齢化や後継者の不足などにより令和7年で976人までに減少することが予想される。

第2次産業就業人口についても、可住地面積が少ないことなどから特に製造業等の事業所の進出が見込まれないため令和7年の就業者が2,232人程度になると見込まれる。

第3次産業就業人口は、経済社会のソフト化や情報化、サービス化の進展により全就業者に占める割合は令和7年には72.8%にまで増加するものと予想され、就業人口は9,856人と想定される。

2 世帯

世帯については、核家族化の進行や単身世帯の増加などによる世帯人員の減少により一世帯当たりの人員は平成27年の2.58人から令和7年には2.32人に減少することが予想される。

人口及び世帯の見通し

(単位：人、%)

区 分	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	令和7年
総人口	39,426	38,581	36,627	34,202	31,317	29,557	27,764
年少人口 (0～14歳)	5,900 15.0	5,275 13.7	4,513 12.3	3,617 10.6	2,933 9.4	2,541 8.6	2,340 8.4
生産年齢人口 (15～64歳)	25,325 64.2	23,749 61.6	21,860 59.7	19,765 57.8	16,489 52.7	14,858 50.3	13,576 48.9
老年人口 (65歳以上)	8,200 20.8	9,512 24.7	10,254 28.0	10,795 31.6	11,752 37.5	12,158 41.1	11,848 42.7
就業人口	19,624	17,668	16,876	15,264	14,283	14,045	13,547
第1次産業	2,070 10.5	1,618 9.2	1,519 9.0	1,177 7.7	1,225 8.6	1,061 7.6	976 7.2
第2次産業	4,214 21.5	3,574 20.2	3,306 19.6	2,766 18.1	2,496 17.5	2,394 17.0	2,232 16.5
第3次産業	13,307 67.8	12,454 70.5	11,941 70.8	11,163 73.1	9,907 69.4	10,152 72.3	9,856 72.8
一般世帯数	12,450	12,533	12,696	12,567	12,136	12,092	11,986
1世帯当たり人員	3.11	2.99	2.88	2.72	2.58	2.44	2.32

(注1) 総人口及び年齢階層別人口は、平成7年から平成27年の人口動向をもとに、合併後の新市の施策による影響を考慮し推計した。

(注2) 世帯数については、一般世帯数についての推計であり、算出された推計人口をもとに算出した。

(注3) 就業人口については、従業地ベースとして推計した。

(注4) 産業別就業人口については、将来推計人口をもとに算出しているため、事業所の動き景気動向は全く加味しておらず、あくまで人口から想定される就業人口の規模を表すこととなる。

第4章 新市建設の基本方針

1 新市の将来像

4町は伊豆半島の中央部に位置し、古くから伊豆半島の交通の要衝として豊かな自然と温泉をいかした農林水産業と観光産業の町として発展してきた。近年、地方分権や高齢化、少子化の波が非常な速さで押し寄せ、地方自治体は十分な政策能力と確かな財政基盤が求められている。こうしたなかで、新市建設にあたっては、時代の変化に的確に対応し、安心・快適なまちづくりを行っていくことがもとめられている。20年後も豊かさの感じられる都市であるために

- ・地域の資源を活かした循環型の社会を形成し、自然と人が共生したまちづくり
- ・様々な人との出会いや交流、森づくりなどの体験、学びなどから創造力あふれる人づくり
- ・安全で誰でも暮らしやすい快適な環境、人々の支えあいによってつながれた安心を感じられる社会の構築
- ・財政的にも自立した「地域自らが主役」のまちづくり

をまちづくりの基本理念とした。

そのうえで、

「人あったか・まちいきいき・自然つやつや 伊豆市

～世代を超えて支えあい、創造を湧き起こすまち～

を新市の将来像とし、新市の市民が一体となって地域を盛り上げ、内外の人々との交流や他の地域との連携によって新たな魅力や活力を創出し、伊豆の中心的な都市となっていくことを目指す。

2 新市建設計画の基本方針

(1) 創造力ある人づくり

新市の市民一人ひとりが創造力にあふれ、あたたかな心を持った人となるよう、学校教育をはじめとした生涯学習を充実し、地域の自然・歴史・文化に根ざした活動やスポーツ・レクリエーションの推進、国際化への対応などによって豊かな心を育み、新たな文化・芸術や地域の産業を創り出すことのできる人づくりを進める。

(2) 誰もがいきいき暮らせるまちづくり

少子高齢社会を迎える中、子供から大人まで誰もが健康で心豊かに、安心して暮していけるまちをつくるものとする。そのためには保健・医療・福祉・教育の

連携の中で、自分の健康は自分で守っていける健康づくりへの取り組みや地域福祉の充実によって地域の中での助け合いの仕組みをつくり、高齢者福祉、障害者福祉の推進によって誰もがいきいきと安心して暮らしていける地域社会をつくる。また、次代を担う子どもたちを地域全体で育ていける体制づくり、子育て支援を進めていく。

(3) 住むにも訪れるにも心地よい環境のまちづくり

住む人に心地よく、人を引き付ける魅力にあふれ、まちを訪れる人も心地よく感じられる環境のまちをつくる。そのためには、豊かな自然環境や歴史資源を保全・活用するとともに、ごみの減量化や廃棄物対策を推進し、清潔で快適な循環型の居住環境をつくる。

また、上下水道や公園・広場の整備、消防・救急体制の充実、交通安全やユニバーサルデザインの推進などによって暮らしやすさを実感できる都市をつくる。

(4) 地域の活力をいかしたまちづくり

活力あるまちづくりのためには、産業の活性化による経済基盤の強化が必要である。そのために、恵まれた自然環境や温泉・歴史などの資源を今以上に活用し、従来型の農林水産業や観光交流産業の基盤強化に加え、グリーン・ツーリズムなど農林水産業と観光業が連携した取り組みや運動・医療・福祉・健康増進などの様々な施設・資源を活用した新産業の創出、商店街の活性化、製造業等における異業種交流の促進などに取り組む。また、伊豆地域の東西、南北の交流拠点としての基盤を整備し、先端的な技術や知的資源の集約によって新たな分野の産業を生み出し、地域の雇用に結びつける。

(5) 活力の源となる安全で都市機能の充実したまちづくり

交流と連携の拠点となる安全で都市機能の充実したまちをつくる。そのためには、住む人、訪れる人が安全で安心して過ごせる災害に強いまちづくりをすすめるとともに、伊豆半島の交通の要衝地として東西、南北間の交流を盛んにし、交流人口の拡大を図るとともに、住む人にとっても快適な居住環境を実現するための道路や公共交通、市街地の整備、高度情報通信基盤、商業などの産業基盤の整備・充実を図る。

(6) 地域が主体のまちづくり

そこに暮らす人が地域のことについて自ら考え、行動していけるまちをつくる。そのためには、そこに住む人だけでなく地域に存在する様々な企業や団体・NPOなどが交流・連携・協働してまちづくりを進める体制づくりを進めるとともに市政への市民参加を促進し、地域が主体のまちをつくる。また、コミュニティ活動・市民活動の支援、男女共同参画の意識啓発に取り組む。

行政においては、情報の積極的な公開に努め、効率的で効果的な行財政運営に努める。

3 土地利用及び都市構造

(1) 土地利用

新市の土地利用においては、各種の関連法令及び諸制度をはじめ、各町の土地利用の理念を基本としながらも、公共の福祉を優先させ、自然環境との調和を図り、社会的、経済的、文化的な諸条件にも十分配慮し、豊かで暮らしやすい生活環境の確保と新市全体の均衡ある発展を図るため、長期的な展望に基づき計画的かつ総合的な土地利用を進める。

(2) 都市構造

新市の均衡ある発展を目指すため、新市内をネットワーク化し地域間の連携・交流の基幹となるべき新都市軸を形成する。

また、隣接する田方北部地域や伊東市、賀茂地域との連携交流を活発化し、伊豆全体の交流軸の十字路として交流基盤を整備する。

ア 新都市核の形成

新市の核となる地域については公共施設等の基盤整備を積極的に進め、賑わいのある魅力的な市街地を形成し、新市にふさわしい都市空間の整備を図る。

さらに、内外の人々が集い交流する拠点としての整備を進め、観光交流拠点等と連携したまちづくりを展開する。

また、公共下水道事業や土地区画整理事業などの基盤整備を推進し、良好な居住空間の確保を図るとともに優良な住宅地等の整備を行う。

イ 新都市軸の形成

新市をネットワークする東西・南北の交通軸を基本とし、国・県との連携により都市構造にあった道路網を整備する。また、伊豆縦貫自動車道天城北道路の整備に合わせ、新市内の地域を結ぶ幹線道路、生活道路の整備を推進する。

ウ 自然環境保全・活用ゾーンの形成

新市全体を自然環境保全・活用ゾーンと設定し、森林、農地、河川、海岸などの多彩な自然や温泉などの恵まれた資源を保全しながら、農林水産業の振興を図ると共に、豊かな自然・歴史・文化に触れるスポーツ・レクリエーションの体験空間、健康づくりや癒しの空間としての整備を図る。

4 地域別整備方針

【北部地区】

北部地区は、修善寺駅を中心とした市街地を形成しており、新市の陸の玄関口として、交流や賑わいの拠点として駅周辺整備事業を進める。

また、この地区は新市の商業の中心であることから、既存商店街の活性化を図り、商店や事業所の集積促進を図ることによって魅力ある中心市街地を形成する。

古くからの温泉街である修善寺温泉については、人にやさしいまちづくりをすすめ、訪れる人にとって魅力ある景観の創出を推進する。

【東部地区】

東部地区は、既存の集落と農地、森林からなり、農業用排水路の整備や特産品の開発、物販施設の整備、市民農園の整備など農業を中心とした産業の基盤整備と下水道整備など生活環境向上のための基盤整備を推進する。

また、農業と観光の融合したグリーン・ツーリズムの拠点整備や、自然資源を活かした学習・レクリエーションの場、健康・福祉・医療を複合させたウェルネス産業の創造の場として整備を進める。

【南部地区】

歴史・文化と緑の共存する空間として、あまぎ 300 年の森推進事業等に基づく積極的な自然環境の保全・活用を推進する。

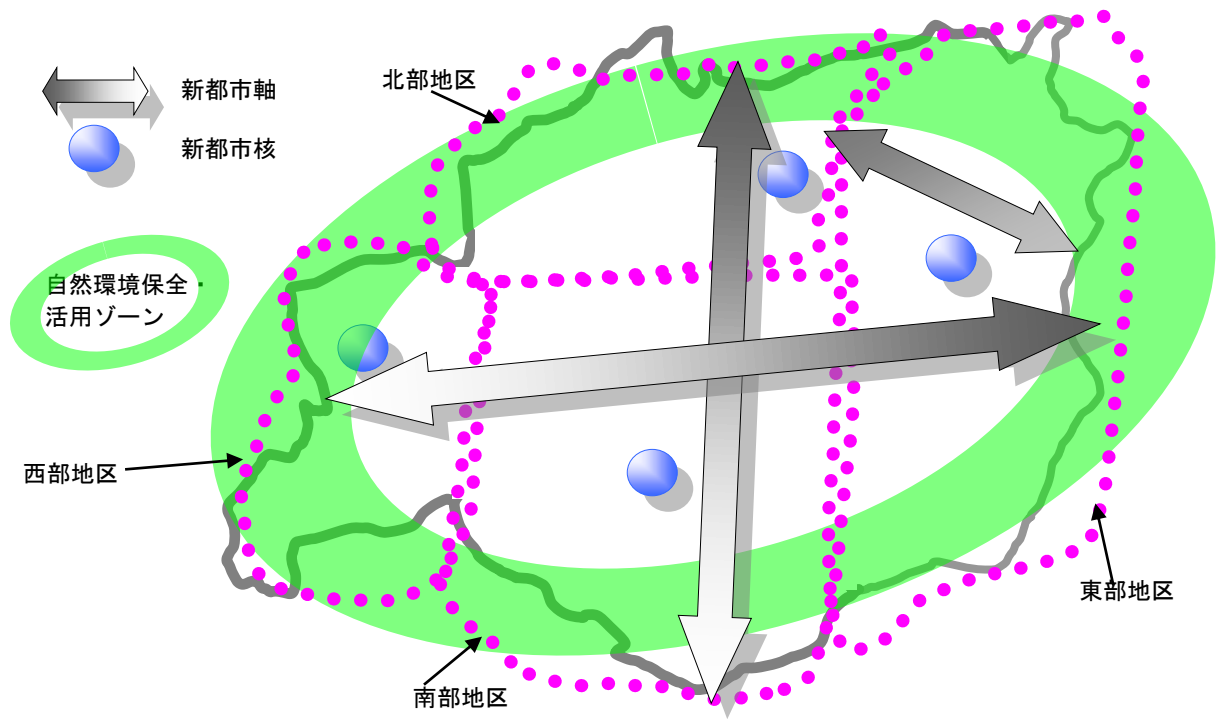
また、自然や温泉と健康・運動を連携させることで温泉保養空間、スポーツと健康のまちを創出するとともに天城北道路のインターチェンジなどの整備を通じ、森の中の交流拠点としての整備を進める。

【西部地区】

西部地区においては、地場産業である水産業の基盤を整備し、海岸線の眺望景観や癒し効果を活かした観光・保養、マリンスポーツなどの海洋レジャーの拠点整備など親水空間の整備を進める。

また、カーフェリーなどによる清水・静岡方面等へのアクセスの向上を図るため港湾施設を整備するとともに、海上交通網の整備充実に努め、静岡空港とのアクセスも考慮に入れた国内外への海の玄関口として交流機能の拡大を図る。

都市構造イメージ



第5章 公共施設の統合整備

公共施設の統合整備については、市民生活に急激な変化を及ぼさないようこれまでの実績を踏まえ、利便性や地域の特性、市域全体のバランスと財政状況を考慮し、計画的な統合整備を行う。合併に伴い支所となる旧役場庁舎については、住民サービスの低下を招かないよう配慮するとともに、新市の庁舎については機構、組織を十分考慮し整備する。

第6章 新市の施策

4町の迅速な一体化を促進するとともに、新市の目指していく都市の姿を実現するため、新市建設計画の基本方針に基づき次のような施策を総合的かつ計画的に推進する。

- 1 創造力ある人づくり
 - (1) 地域を担う人づくりの推進
 - (2) 生涯学習の推進
 - (3) 学校教育の充実
 - (4) 歴史・文化の保存と継承
 - (5) スポーツ・レクリエーションの推進
 - (6) 国際化への対応
- 2 誰もがいきいき暮らせるまちづくり
 - (1) 健康づくりの推進
 - (2) 地域福祉の充実
 - (3) 高齢者福祉の充実
 - (4) 障害者福祉の充実
 - (5) 少子化対策、子育て支援の充実
 - (6) 低所得者福祉の充実
- 3 住むにも訪れるにも心地よい環境のまちづくり
 - (1) 自然環境の保全と活用
 - (2) 環境衛生の充実
 - (3) 上下水道の整備
 - (4) 消防・救急体制の充実、交通安全の推進
 - (5) 公園・広場の整備、ユニバーサルデザインの推進
 - (6) 住環境の整備
- 4 地域の活力をいかしたまちづくり
 - (1) 観光交流産業の振興
 - (2) 農林水産業の振興
 - (3) 商工業の振興
 - (4) 新産業の育成
- 5 活力の源となる安全で都市機能の充実したまちづくり
 - (1) 交通基盤の整備
 - (2) 防災基盤の整備
 - (3) 市街地の整備
 - (4) 情報通信基盤の整備
- 6 地域が主体のまちづくり
 - (1) 市民が主体のまちづくりの実現（地域運営）
 - (2) 効率的、効果的な行財政運営の実現（地域経営）

1 創造力ある人づくり

【基本方向】

新市の将来には、年齢や男女の区別、障害の有無に関係なく、それぞれの場所で自ら一生懸命に考え、行動し、地域を担っていける人が求められている。そんな創造力ある人が、自らの地域の将来について責任をもってまちづくりに取り組むことが大切である。

このため、誰もが生涯にわたって学ぶ機会を得られるよう学習環境を整備し、地域の歴史や伝統的な祭りや行事、文化財などの保存と継承に努めるとともに、スポーツ・レクリエーション活動や国際交流の機会を通じて新たな地域文化を創造する。

【施策の方針】

(1) 地域を担う人づくりの推進

新市において地域づくりや活力あるまちづくりを進めるうえで、創造力ある人づくりが重要である。このため、伊豆市未来塾（仮称）を創設し、まちづくりや産業起こしなど地域を担う人づくりを推進する。

(2) 生涯学習の推進

地域でのふれあいを大切にしながら、市民一人ひとりが生きがいを見つけられる生涯学習の機会を充実させるとともに、生涯学習施設の整備充実や図書館のネットワーク化による学習情報の共有化の推進など、学習ニーズに対応した生涯学習支援のための環境整備に努める。

また、生涯学習推進の構想の中で、社会教育の果たす役割を明確にしながら、森づくり体験や郷土芸能等の地域に根付いた文化への取り組みなど特色のある生涯学習を促進する。

(3) 学校教育の充実

幼児の健全な育成を図るため、幼稚園と保育園の連携を図り教育内容及び保育内容の充実を推進する。

また、環境教育や国際化に対応した語学教育、コンピュータを活用した学習など教育内容の充実を図るとともに、多世代交流やボランティア活動への参加の促進、心の教育や相談機能の充実など学校、地域、家庭の連携を推進する。

施設の整備については、学校再編の必要性を十分に検討し、施設の新設、改築を進めるとともに、子どもたちが安心して学習できるよう老朽化した校舎や体育館などの補修、改修を推進する。

さらに、安全な学校給食を推進するため施設の改善に努めるとともに、地元で生産される農林水産物等の地域の食材利用を推進する。

(4) 歴史・文化の保存と継承

歴史的資源の保存と活用に努め、伝統的な祭りや地域固有の芸術文化活動を積極的に振興し、市民の郷土愛の意識を啓発する。

また、総合会館や郷土資料館など歴史・芸術・文化活動の拠点となる施設の整備充実を図り、新たな祭りやイベントの開催などを通じて新市にふさわしい新たな芸術・文化の醸成と発信に取り組む。

(5) スポーツ・レクリエーションの推進

運動場や体育館などのスポーツ施設の整備充実努め、各種スポーツ大会の開催、指導者の育成などを通じて市民のスポーツ・レクリエーション活動を促進する。

また、恵まれた自然環境を活かしたハイキングコースやキャンプ場などの整備を推進するとともに、市民が気軽に楽しめる健康スポーツの普及や、施設利用手続きの簡素化など誰もがスポーツに親しめる環境の整備に努める。

(6) 国際化への対応

海外との文化・スポーツ交流などの推進や情報交流、国際交流ボランティアの育成など、外国人との国際交流の機会を拡大するとともに小学校からの国際理解教育の充実を図り、外国人との多彩な交流を促進する。

また、留学生や研修生の受け入れ態勢を整備し、施設の案内板や刊行物の外国語表記を徹底させることによって外国人と共生する地域社会を実現する。

具体的施策

施 策	主 要 事 業 概 要
地域を担う人づくりの推進	伊豆未来塾（仮称）の創設
生涯学習の推進	図書館ネットワーク化事業、図書及び情報機器の整備、生涯学習推進計画の策定、公民館講座の推進
学校教育の充実	学校施設の再編整備、教育内容の充実、幼稚園の整備充実、遠距離通学対策、学校給食施設の整備、ボランティア学習・体験学習の推進
歴史文化の保存と継承	各種文化事業の推進、史跡・文化財の保護、総合会館の維持補修、郷土資料館・美術館の整備
スポーツ・レクリエーションの推進	各種スポーツ大会の開催、スポーツ施設の改修整備
国際化への対応	国際交流事業の推進、国際理解教育の充実

2 誰もがいきいき暮らせるまちづくり

【基本方向】

誰もがいきいき暮らせるまちをつくるためには、市民一人ひとりが健康づくりに積極的に取り組み、保健・医療・福祉が連携した支援体制の中で地域の人と共に支えあいながら暮らしていける環境をつくることが大切である。

市制施行に伴い福祉事務所を設置し、保健・医療・福祉の連携した総合的な福祉施策の展開を進め、社会変化に対応した各種サービスの充実に努める。

【施策の方針】

(1) 健康づくりの推進

母子保健事業、成人・老人保健事業や各種検診の充実、保健・医療の連携による相談体制を充実するとともに地域医療体制の確保を図る。

また、人々の健康志向が高まるなかで、静岡県が進めるファルマバレー構想と連携し、地域資源である温泉を活用した健康づくりプログラムの策定、軽スポーツの推進など誰もが自主的な健康づくりに取り組めるよう環境を整備するとともに、市民の健康づくりへの意識の高揚を図る。

(2) 地域福祉の充実

学校教育におけるボランティア学習を充実し地域福祉への理解を高めるとともに、ボランティアやNPOなど地域福祉を支える人材の育成や団体の組織化を推進する。

また、社会福祉協議会や民生・児童委員、各種団体などとの連携を強化し、介護に対する相談体制の充実に努めるとともに、拠点となる総合福祉センターを整備し、地域団体と在宅介護支援センターとの連携による総合的な各種サービスを提供する地域ケアシステムの構築に努める。

(3) 高齢者福祉の充実

高齢者が住みなれた家庭や地域で、生きがいをもち自立した生活をおくることができるよう、社会参加を促進するための相談・情報提供サービスや各種サービスの拡充に努める。

介護を必要とする高齢者や一人暮らしの高齢者などが安心して日常生活をおくることができるよう介護保険事業の円滑な運営を図るとともに、特別養護老人ホームやデイサービスセンター、グループホーム、ケアハウスなど高齢者の生活を支援する施設の整備拡充を図る。

(4) 障害者福祉の充実

障害のある人が住みなれた地域で、豊かで安心した生活ができるよう、ホームヘルパー・ショートステイ等の在宅支援サービス、生活寮・グループホーム等の住まい、授産施設・デイサービス等の日中活動の場、相談支援体制等とともに、医療費助成や重度の障害のある人向けの更生援護施設の充実に努める。

(5) 少子化対策、子育て支援の充実

幼稚園との整合性を図りながら、保育施設の適正な配置を図るとともに、延長保育や一時保育などの保育内容の充実や保育施設の充実を推進する。

また、子育て支援センターを整備し、地域において安心して子どもを産み育てることができるよう、地域や家庭における子育てを支援する。

さらに、放課後児童クラブの運営や乳幼児医療費扶助、各種手当の充実などを通じ総合的な子育て支援を進める。

(6) 低所得者福祉の充実

市制の施行に伴い新たに低所得者福祉を実施することとなるため、民生・児童委員と連携し生活保護制度の適正な運用を図り生活支援を行う。また、社会参加と自立化を促進する。

具体的施策

施 策	主 要 事 業 概 要
健康づくりの推進	健康づくり推進事業、住民健診事業、温泉利用健康増進事業、地域医療体制確保事業
地域福祉の充実	社会福祉協議会補助、ボランティア教育の充実、総合福祉センター整備
高齢者福祉の充実	シルバー人材センター補助、在宅介護支援センター事業、デイサービスセンター整備、生活支援ハウス整備
障害者福祉の充実	障害者医療費助成事業、在宅福祉事業
少子化対策、子育て支援の充実	保育所運営事業、保育所施設の改築・補修、子育て支援センターの整備充実、放課後児童クラブ事業

3 住むにも訪れるにも心地よい環境のまちづくり

【基本方向】

住むにも訪れるにも心地よい環境のまちをつくるためには、自然環境の保全と活用を進め、資源循環型社会の構築を目指して一人ひとりが環境に負荷の少ない暮らしを心がけるとともに、すべての人々が安全で快適な生活を送れるようユニバーサルデザインに配慮したまちづくりが必要である。

このため、自然がもつ多面的な機能を理解し、地球環境の大切さを学ぶ機会を提供するとともにごみの減量化やリサイクルの活動の推進を図る。

また、上下水道を整備し、消防・防災機能の強化、救急体制の充実を図るとともに、歴史的建造物の保全や情緒ある温泉街の景観の保全、公園・広場の整備など、ふれあいやゆとりの感じられる環境整備を進める。

【施策の方針】

(1) 自然環境の保全と活用

新市は豊かな自然に恵まれている。天城山系や駿河湾など豊かな自然に親しむための遊歩道整備や森林の多面的機能を保持するための育林や間伐など森林の整備をすすめるとともに河川や海岸・海域の環境保全を図る。

また、豊かな自然環境を残している里山や海岸の保全、整備に努め、美しい自然景観を維持する。

さらに、花いっぱい運動や森づくり体験などの学習の機会を設け、環境学習の推進を図る。

(2) 環境衛生の充実

ごみ減量の啓発や生ごみ堆肥化の促進により、ごみ減量を推進するとともに分別収集を徹底させるなど資源リサイクルを進めるほか、監視員制度や条例制定など不法投棄防止対策を実施する。

また、老朽化しているごみ処理施設については恒久的な対策を講じる必要があり、新たな枠組みの中で、環境に配慮したごみ処理施設を整備する。

さらに、リサイクル施設についても老朽化が著しいことから整備を進める。

このほか、し尿、生活排水対策として集落排水事業等地域に応じた施策を実施するほか、火葬場施設の老朽化や新市への合併に対応するため新たな斎場の建設を行う。

(3) 上下水道の整備

上水道については、水道施設の統合整備・維持管理を通じて豊かな水を確保し、安定供給に努める。

また、快適な生活環境の確保と河川等公共用水域の水質を保全するため、

公共下水道、特定環境保全公共下水道の整備を進める。

(4) 消防・救急体制の充実、交通安全の推進

火災や交通事故、自然災害等から市民の生命と財産を守るため、現在2組合体制となっている消防・防災体制を早急に統一する。また、防災計画を策定し、防災施設、資機材の整備を進めるとともに、地域の自主防災組織などを生かした消防・防災体制を整備する。

また、交通安全教育を徹底し、歩道の整備やガードレール・カーブミラーなどの設置を通じて安全な交通環境を実現する。

(5) 公園・広場の整備、ユニバーサルデザインの推進

地域の中で子どもたちが安心して遊び、地域のひとが憩いの場として利用することのできる公園・広場の整備を進め、市民参加による維持管理体制の確立を図る。

また、人にやさしいまちづくりを推進するため、歩車道の段差解消、公共施設のバリアフリー化などユニバーサルデザイン思想に基づくまちづくりを進める。

(6) 住環境の整備

豊かな自然に恵まれ、しっとりとした趣のある街並みは新市の魅力の一つである。歴史的建造物を保存し、景観に配慮した新市にふさわしい住環境を整備するとともに、老朽化した市営住宅の建て替えや地域の特性をいかした市営住宅の整備を進める。

また、優良宅地の造成等定住人口の増加対策を推進する。

具体的施策

施 策	主 要 事 業 概 要
自然環境の保全と活用	竹林整備事業、花づくり推進事業、水源涵養林保全事業 里山整備事業、遊歩道整備事業、森林ボランティア交流推進事業
環境衛生の充実	ごみ処理施設整備事業、し尿処理施設整備事業、農業集落排水施設整備事業、合併浄化槽助成事業、特定地域生活排水処理事業、斎場建設事業、リサイクル施設整備事業
上下水道の整備	上水道老朽管整備事業、配水地整備事業、上水道統合整備事業、公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業
消防・交通安全の推進、救急体制の整備	消防・防災無線統合・更新事業、消防設備の整備、交通安全施設整備事業、田方南消防署建設事業、土肥支署建設事業、防災拠点施設整備事業
公園・広場の整備、ユニバーサル	公園整備事業、公共施設バリアフリー化事業

デザインの推進	
住環境の整備	市営住宅の改修・補修、宅地造成事業

4 地域の活力をいかしたまちづくり

【基本方向】

地域の活力を高めるためには、まちの魅力を高めていくことが大切である。その質を高めながら内外に向けてアピールし、地場産業を振興しつつ、新たな産業の創出を図る。

このため、観光交流産業においては、新市に点在する観光資源の連携強化を進めるとともに、グリーン・ツーリズムや健康・癒し等をテーマとした農林水産業や保健・医療との連携による新たな観光地づくりを進める。また、農林水産業においては、生産・流通基盤の強化を図り、地域資源を活かした特産品の開発・ブランド化を進める。さらに、商工業においては既存商店街魅力づくりなどの活性化対策や異業種交流を推進する。

【施策の方針】

(1) 観光交流産業の振興

新市を訪れる人のニーズに合わせた魅力づくりを推進し、観光地としてのブランドイメージの向上を図る。また、観光・歴史・文化資源のネットワーク化を促進し、情報発信するとともに、グリーン・ツーリズム、癒しなどのテーマ性がある地域の魅力を活かした滞在保養型の観光地づくりを進め、観光交流産業の振興を図る。

(2) 農林水産業の振興

農林水産業については、農業用排水路の整備や農林道整備、漁港施設の整備など生産流通基盤の強化を図り、生産の効率化と安定化を図る。

また、新たな生産・流通・販売戦略の構築によって、ワサビ、シイタケなどの特産品のブランド力を高め、経営を安定化し、後継者や生産者団体を育成する。

さらに、農林水産業の担い手となる人材の育成や確保のための仕組みづくりを推進していくとともに、観光業との連携を図り市民農園など市民と農林水産業のふれあいの場を整備・拡充する。

この他、農林業の生産安定対策として有害鳥獣対策を推進していく。

(3) 商工業の振興

バランスある産業構造のまちをつくるため、伊豆地域の東西、南北の交流拠点としての基盤を整備し、工業、流通業の立地促進を図る。また、新市の魅力ある商業空間を創造していくため、修善寺駅周辺整備など中心市街地の活性化を推進するとともに、商店街振興プランを策定し既存商店街の振興を図る。

さらに、工業においては、異業種交流を促進し、先端的な技術や知的資源の集約によって新たな分野を生み出し、地域における雇用の確保、人材

の育成に努める。

(4) 新産業の育成

静岡県が推進するファルマバレー構想と連携し、豊かな森林や温泉と運動・健康・医療の分野など様々な施設・資源を活用したウェルネス産業を振興する。また、各種起業家支援制度を充実させることによって新市ならではの新産業の育成に取り組む。

具体的施策

施 策	主 要 事 業 概 要
観光交流産業の振興	遊歩道整備事業、魅力ある温泉街創出事業、道の駅・海の玄関口整備事業、観光誘客宣伝事業、グリーンツーリズム推進事業
農林水産業の振興	農業農村整備事業、農林道整備事業、農業交流促進事業、漁港整備事業、有害鳥獣対策事業、流域公益保全林整備事業、山村振興対策事業、生産団体強化育成事業
商工業の振興	商工会補助事業、商店街振興事業、地場産業の育成強化
新産業の育成	起業家支援制度の創設、ウェルネス産業の育成

5 活力の源となる安全で都市機能の充実したまちづくり

【基本方向】

多くの人が集い、賑わいと活力あふれるまちをつくるためには、自然環境との調和を図りながら、魅力あるまちづくりを進め、交流と連携の拠点としての都市基盤の整備を進めていくことが大切である。

このため、広域幹線道路や新市内の拠点を結ぶ連絡道路、生活道路など道路網の整備を推進するとともに、鉄道・バス・船舶など交通体系を充実する。

また、防災基盤、情報基盤の整備を進めるとともに、自然環境と調和した美しい都市景観の形成に取り組む。

【施策の方針】

(1) 交通基盤の整備

幹線道路の整備は伊豆地域の交流拠点を目指す新市にとって重要な課題である。このため、伊豆縦貫自動車道天城北道路の早期整備を促進するとともに、国道136号、県道伊東・西伊豆線、県道修善寺・天城湯ヶ島線、県道沼津・土肥線、県道中大見・八幡野線などのほか、地域間を結ぶ林道矢熊・筏場線、土肥港の整備を促進し、新市における東西南北の交通基軸の確立を図る。

また、伊豆縦貫自動車道天城北道路の整備に伴う関連道路の整備や修善寺駅周辺の渋滞解消、身近な生活道路の整備を通じて地域交通の円滑化を図り、住民生活の利便性を向上する。

さらに、公共交通体系の整備として、鉄道・バス・船舶など公共交通の充実を図る。特にバス事業については、自主運行バスの運行など高齢化社会に対応した公共交通の確保対策を実施する。

(2) 防災基盤の整備

地震・津波・風水害・土砂災害など自然災害に強いまちをつくるため、河川改修や海岸保全、砂防・地すべり対策・急傾斜地崩壊対策、治山等の事業に取り組む。

(3) 市街地の整備

修善寺駅周辺については電車・バスの結節点として市民の利便性も高いことから、新市にふさわしい都市機能の充実を図るとともに、牧之郷駅周辺の遊休地対策として計画的な住宅、宅地の整備を行う。

また、都市核を中心とした周辺部においても、自然環境など地域の特性を

活かした土地利用を推進し、環境共生型や高齢者に配慮した福祉対応型の住宅など、ニーズに対応した計画的な住宅、宅地の供給を進める。

(4) 情報通信基盤の整備

インターネットをはじめとした各種情報通信技術の発展に対応し、高速回線の整備など情報通信基盤を整備し、行政、医療、福祉、産業、文化等日常生活や産業分野での情報ネットワークの形成の促進により地域の文化や産業の活性化を誘導する。

具体的施策

施 策	主 要 事 業 概 要
交通基盤の整備	天城北道路アクセス道路建設事業、基幹道路改良事業、施設連絡道路改良事業、集落間道路改良事業、バス路線維持対策事業
防災基盤の整備	河川改修事業、砂防・地すべり対策・急傾斜地崩壊対策、治山事業、地震対策事業、津波対策事業、海岸保全事業
市街地の整備	修善寺駅周辺整備事業、牧之郷駅周辺整備事業
情報通信基盤の整備	地域情報通信網整備事業

6 地域が主体のまちづくり

【基本方向】

新市を発展させるためには、日常生活を支える身近なコミュニティ活動や各種のボランティアやまちづくり、地域づくり等への多様な社会参加を通じた市民の主体的な活動と効率的、効果的な行財政運営に取り組む必要がある。

このためには、地域内のコミュニティ活動を推進し、市民参加、協働のまちづくりの仕組みを構築するとともに、開かれた行政の実現と効率的な行財政運営を進める。

【施策の方針】

(1) 市民が主体のまちづくりの実現（地域運営）

①コミュニティ活動の支援

市民一人ひとりがまちづくりへの意識を高め、世代を超えて交流し、自立的な都市をつくるため、広場や集会施設の整備などを通じて地域内のコミュニティ活動を積極的に支援する。

②交流・連携の推進

市民が速やかに一体化できるよう新市の地域間の交流・連携を推進する。

③市民参加の推進

市民一人ひとりが市政に関心をもち、市民としての責任が果たせるよう各種の計画づくりや素案策定段階からの市民参加を積極的に進め、市民と行政が協働によるまちづくりの仕組みを構築する。

④市民活動の支援

福祉や環境、地域づくり、教育などのNPOや団体、ボランティアが活動しやすい仕組みや場を提供し、市民の自立的な活動を支援する。

また、消費者への情報提供、消費生活相談を充実させ、自立した消費者として行動できるよう支援する。

⑤男女共同参画社会の実現

男女があらゆる場面において対等なパートナーとしてその個性と能力を発揮し、ともに責任を分かち合う社会の実現をめざし、市民の意識啓発に努める。

(2) 効率的、効果的な行財政運営の実現（地域経営）

①開かれた行政の実現

情報公開制度の拡充や、広報誌の発行、インターネットを利用した行政情報の提供などを積極的に進め、誰もがまちづくりに参加できる開かれた行政を実現する。また、行政情報の提供、公共施設の利用予約、図書情報の案内・予約、各種申請・手続き、証明書交付・発行など各種システムの構築によって地域情報化を推進する。

また、施策の実施にあたっては、計画策定での事業効果や必要性の検討など市民参加の検討制度を創設する。

②効率的な行政運営

行政機関のネットワーク整備や支所の設置など合併に伴う住民サービスの低下をまねかないための施策を積極的に講ずるとともに、専門職員の育成と適正な配置による市民ニーズへの対応を図る。

また、投資的事業の実施にあたっては、事業コストや事業成果を把握するなど行政評価を徹底するとともに、PFIなど新たな行政手法を導入し、効率的な財政運営を進める。

さらに、職員の定員管理にあたっては、新規の行政需要に対しても職員の配置転換によって対応し、定員適正化計画による定員管理の適正化を図る。

具体的施策

施 策	主 要 事 業 概 要
市民が主体のまちづくりの実現	コミュニティ施設整備事業、地域活動支援事業
効率的、効果的な行財政運営の実現	地域公共ネットワーク事業、公文書資料デジタル化事業、戸籍事務電子化事業、行政評価検討制度の創設

第7章 新市における静岡県事業の推進

1 静岡県の役割

新市は全国有数の観光交流都市となることから、交通網の整備をはじめとする下記の取組みを静岡県に要請する。

- ・ 静岡県は、新市と連携しながら、交通網の整備を中心とした都市基盤整備を積極的に推進していく。
- ・ 静岡県は新市の福祉事務所の設置等に伴う人的支援を行うとともに、地方分権推進のために、権限移譲を積極的に推進する。
- ・ 静岡県は、市町村合併特別交付金制度を活用し、新市のまちづくりを支援していく。

2 新市における静岡県事業

施策	主要事業概要
自然環境の保全と活用	新市における自然環境の保全・活用を支援する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 海岸環境整備事業（土肥町小土肥地区） ・ 生活環境保全林整備事業（天城湯ヶ島町本柿木地区）
農林水産業の振興	農林業振興の基盤となる広域的な農林道の整備を推進し新市における農林業の振興を支援する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 中山間総合整備事業の推進（中伊豆やすらぎ地区、修善寺地区、天城湯ヶ島地区） ・ 一般農道整備事業（中伊豆・修善寺、土肥中央） ・ 林道整備事業（土肥戸田線、達原線、上池線） ・ 経営体育成基盤整備事業（土肥南部地区）
交通基盤の整備	合併後の新市の交通基盤の骨格となる次の国道や主要県道の整備を推進する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 伊豆縦貫自動車道天城北道路アクセス道路整備 ・ 国道136号改良事業 ・ 県道伊東・西伊豆線整備 ・ 県道修善寺・天城湯ヶ島線整備
防災基盤の整備	急傾斜地対策や治山事業などを実施し新市における災害防止を支援する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 急傾斜地崩壊対策事業（修善寺地区ほか） ・ 県営治山事業（天城湯ヶ島地区ほか） ・ 津波対策事業（土肥町八木沢地区）

第8章 財政計画

1 歳入

(単位：百万円)

区 分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
地 方 税	4,825	4,604	4,575	4,978	4,920
地方譲与税	375	442	600	290	282
利子割交付金等	41	33	37	43	28
地方消費税交付金	398	369	384	369	339
ゴルフ場利用税交付金	159	138	149	151	157
自動車取得税交付金	235	204	207	194	168
地方特例交付金	112	136	72	18	41
地方交付税	5,371	5,030	5,087	4,708	4,906
交通安全対策特別交付金	10	10	10	10	9
分担金及び負担金	183	195	163	154	150
使用料及び手数料	689	641	285	275	269
国庫支出金	1,814	1,621	1,091	1,006	918
県支出金	1,049	979	786	914	730
財産収入	106	193	32	78	55
寄附金	6	22	9	62	46
繰入金	1,610	735	429	442	169
繰越金	1,188	1,100	723	944	773
諸収入	437	458	288	234	263
地方債	2,024	1,593	1,226	1,604	823
合 計	20,632	18,503	16,153	16,474	15,046

2 歳出

区 分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
人件費	3,294	3,231	3,152	3,165	3,086
扶助費	941	1,092	1,122	1,169	1,245
公債費	2,498	2,506	2,336	2,386	2,028
物件費	3,355	2,792	2,243	2,178	1,986
維持補修費	92	75	72	61	50
補助費等	1,881	1,565	1,576	1,398	1,685
繰出金	2,069	2,152	2,082	2,074	1,820
積立金	239	193	261	357	542
投資・出資・貸付金	10	0	0	0	3
普通建設事業費	4,434	3,559	2,364	2,915	1,656
合 計	18,813	17,165	15,208	15,703	14,101

1 歳入つづき

(単位：百万円)

区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
地 方 税	4,727	4,596	4,609	4,420	4,459	4,467
地 方 譲 与 税	278	270	229	214	204	193
利子割交付金等	24	23	21	20	50	51
地方消費税交付金	357	356	342	333	330	404
ゴルフ場利用税交付金	161	146	135	128	132	127
自動車取得税交付金	106	91	66	84	76	30
地方特例交付金	63	71	65	13	12	10
地 方 交 付 税	4,913	5,217	5,552	5,563	5,672	5,589
交通安全対策特別交付金	8	7	8	8	8	7
分担金及び負担金	165	155	159	159	135	129
使用料及び手数料	276	338	309	321	301	304
国庫支出金	1,948	1,735	1,164	1,298	1,652	1,504
県 支 出 金	1,003	943	983	870	976	1,129
財 産 収 入	59	31	82	116	97	81
寄 附 金	3	4	3	3	3	3
繰 入 金	180	173	118	496	277	52
繰 越 金	945	1,083	1,164	1,169	1,339	1,200
諸 収 入	284	225	300	251	335	334
地 方 債	1,139	1,322	899	1,379	1,451	2,248
合 計	16,639	16,786	16,208	16,845	17,509	17,862

2 歳出つづき

区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
人 件 費	3,003	3,025	2,988	2,919	2,810	2,916
扶 助 費	1,282	1,490	1,661	1,736	1,775	1,910
公 債 費	1,832	1,572	1,535	1,452	1,450	1,447
物 件 費	2,128	2,229	2,301	2,310	2,238	2,388
維持補修費	60	66	97	93	94	114
補 助 費 等	2,367	2,002	1,866	1,853	2,130	2,080
繰 出 金	1,991	1,998	2,062	1,891	1,928	1,790
積 立 金	654	822	712	810	718	648
投資・出資・貸付金	0	0	0	0	0	0
普通建設事業費	2,246	2,418	1,824	2,442	3,164	3,207
合 計	15,563	15,622	15,046	15,506	16,307	16,500

1 歳入つづき

(単位：百万円)

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
地 方 税	4,365	4,310	4,326	4,318	4,319
地 方 譲 与 税	186	184	184	185	200
利子割交付金等	48	25	43	32	38
地方消費税交付金	668	581	588	606	581
ゴルフ場利用税交付金	132	130	131	129	123
自動車取得税交付金	48	50	68	71	35
環境性能割交付金	0	0	0	0	32
地方特例交付金	10	12	13	13	35
地 方 交 付 税	5,568	5,256	5,122	4,976	5,118
交通安全対策特別交付金	7	7	7	6	7
分担金及び負担金	150	147	145	141	124
使用料及び手数料	284	249	228	224	220
国庫支出金	1,663	1,532	1,690	1,648	1,717
県 支 出 金	1,069	1,061	952	1,030	1,162
財 産 収 入	57	79	78	78	77
寄 附 金	36	226	259	397	400
繰 入 金	673	732	543	1,039	1,135
繰 越 金	1,362	1,410	1,072	995	742
諸 収 入	239	297	308	280	295
地 方 債	973	1,089	1,112	4,336	2,053
合 計	17,538	17,377	16,869	20,504	18,413

2 歳出つづき

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
人 件 費	2,984	2,914	2,814	2,825	2,983
扶 助 費	1,889	2,070	2,155	2,120	2,250
公 債 費	1,322	1,350	1,385	1,469	1,611
物 件 費	2,593	2,584	2,492	2,562	3,018
維持補修費	105	100	111	117	109
補 助 費 等	2,399	1,858	1,954	1,997	2,176
繰 出 金	1,816	2,254	2,202	2,174	2,146
積 立 金	541	799	744	3,267	787
投資・出資・貸付金	0	0	0	0	0
普通建設事業費	2,480	2,376	2,017	3,054	3,333
合 計	16,129	16,305	15,874	19,585	18,413

1歳入つづき

(単位：百万円)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
地 方 税	4,251	4,168	4,134	4,100	4,022
地 方 譲 与 税	201	201	209	209	209
利子割交付金等	38	38	38	38	38
地方消費税交付金	666	668	668	668	668
ゴルフ場利用税交付金	131	131	131	131	131
自動車取得税交付金	0	0	0	0	0
環境性能割交付金	67	67	67	67	67
地方特例交付金	21	21	21	21	21
地 方 交 付 税	5,009	4,964	5,062	5,167	5,283
交通安全対策特別交付金	7	7	7	7	7
分担金及び負担金	124	124	124	124	124
使用料及び手数料	217	215	212	210	208
国庫支出金	1,551	2,132	1,482	2,248	2,529
県 支 出 金	1,345	1,085	1,168	1,125	1,177
財 産 収 入	77	77	77	77	77
寄 附 金	400	400	400	400	400
繰 入 金	1,167	984	957	1,120	1,009
繰 越 金	500	500	500	500	500
諸 収 入	310	310	310	310	310
地 方 債	2,261	5,650	4,136	3,293	4,565
合 計	18,343	21,742	19,703	19,815	21,345

2歳出つづき

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
人 件 費	3,127	3,119	3,119	3,061	3,046
扶 助 費	2,296	2,344	2,393	2,443	2,494
公 債 費	1,600	1,704	1,838	1,991	2,104
物 件 費	2,804	2,691	2,624	2,615	2,565
維持補修費	108	107	105	104	103
補 助 費 等	2,220	2,064	2,042	2,021	1,999
繰 出 金	2,032	2,030	2,014	1,999	1,979
積 立 金	650	650	650	650	650
投資・出資・貸付金	0	0	0	0	0
普通建設事業費	3,506	7,033	4,918	4,931	6,405
合 計	18,343	21,742	19,703	19,815	21,345

財政計画の積算にあたって

新市の財政計画の積算にあたっては、国及び地方における危機的な財政状況の中での地方の自立促進と行財政効率化のための地方財政対策をふまえ、各項目ごとに下記に示す方針により策定した。ただし、今後示される地方分権改革の方向を考慮し、必要に応じ見直しを行うこととする。(平成30年度までの値は実績。令和元年度以降の値は、過去の実績や最近の傾向を勘案し、再積算した。)

第1款 歳入

(1) 地方税

今後の経済の見通し、人口動向を踏まえ、現行税制度を基本として算定した。

(2) 地方交付税

普通交付税については、合併算定替による算定及び臨時的経費に対する普通交付税措置、特別交付税などを勘案し、交付税措置額を見込んだ。

(3) 交付金・分担金・負担金

過去の実績や景気動向等により算定した。

(4) 国庫支出金・都道府県支出金

過去の実績等をベースに、新市建設計画事業分等大型事業の実施を見込み、交付額を算定した。

(5) 繰入金

年度間の財源を調整するための財政調整基金のほか設置目的に沿った事業財源として特定目的基金を効率的に活用する。

(6) 地方債

新市建設計画事業に伴う合併特例債・通常債及び臨時財政対策債を算定した。

第2款 歳出

(1) 人件費

制度改正による影響や定年退職予定者と新規採用職員の増減を勘案し算定した。

(2) 物件費

過去の実績等を基に、制度改正による影響等を勘案し算定した。

(3) 扶助費

過去の実績等を基に支給対象者と人口動向の増減を勘案し算定した。

(4) 補助費等

過去の実績等を踏まえ、政策的な補助以外について大幅な削減を見込む一方、広域ごみ処理計画に基づく一部事務組合負担や通学費補助等を計上した。

(5) 公債費

平成30年度末までの起債残高と令和元年度以降の新市建設計画事業等に伴う新たな地方債に係る償還見込額を加えて算定した。

(6) 積立金

ふるさと納税による寄附金や地方財政法による基金への積み立てを見込んだ。

(7) 繰出金

国民健康保険特別会計や下水道事業会計等への繰出額を見込んだ。

(8) 普通建設事業費

新市建設計画事業及び計画事業以外の普通建設事業を実施するための事業費を見込んだ。